

【アメリカ】アジア安心供与イニシアチブ法（ARIA）の 施行に関する連続公聴会（第3回）

海外立法情報課 西住 祐亮

* 2018年12月に成立したアジア安心供与イニシアチブ法について、同法の施行に関する連続公聴会が開催された。2019年10月に開催された第3回目には、トランプ政権の高官3名が証人として招かれ、安全保障、経済、価値（民主主義、人権、法の支配）の全てが議題となった。3者が提出した準備書面の内容を、日本関係に注目して紹介する。

1 概要

2018年12月31日、アジアにおける米国のリーダーシップの重要性を強調し、この地域への関与強化を規定する2018年アジア安心供与イニシアチブ法（Asia Reassurance Initiative Act of 2018: ARIA）が成立した¹。その後、上院外交委員会の東アジア・太平洋・国際サイバーセキュリティ政策小委員会では、同法の施行に関する連続公聴会が開催された²。

2019年10月16日に開催された第3回目には、トランプ（Donald Trump）政権の高官3名が証人として招かれ、安全保障、経済、価値の全てが議題となった³。招かれた3名は、国務次官補（東アジア・太平洋担当）のデイビッド・スティルウェル（David Stilwell）氏、国防次官補（アジア太平洋担当）のランドール・シュライバー（Randall Schriver）氏⁴、米国国際開発庁（USAID）次官補代行（アジア担当）のグロリア・スティール（Gloria Steele）氏である。

招かれた3名が揃って強調したのは、米国にとってのインド太平洋地域の重要性と、ARIAの重要性である。ARIAの重要性としては、同法が安全保障、経済、価値の全ての分野で、米国のリーダーシップ強化を規定していることや、同法が超党派の支持を受けて成立したことを高く評価した。また3名は、トランプ政権のインド太平洋戦略とARIAが、共通の考え方に基づくものであるとの見方も強調した。

2 デイビッド・スティルウェル氏（国務次官補）

スティルウェル氏は、安全保障、経済、価値の各分野に関する国務省の取組を紹介した。

(1) 安全保障

安全保障の分野では、海洋安全保障、日米豪印戦略対話、台湾、北朝鮮、日韓関係、サイバーセキュリティに関する取組を紹介した。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月14日である。

¹ 同法の概要については、西住祐亮「2018年アジア安心供与イニシアチブ法」『外国の立法』No.279-1, 2019.4, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11265424_po_02790105.pdf?contentNo=1> を参照。

² 価値の問題に焦点が当てられた第1回目（2019年4月）と、経済の問題に焦点が当てられた第2回目（2019年5月）には、関連する専門家が証人として招かれ、それぞれ証言を行った。第1回目と第2回目の概要については、西住祐亮「アジア安心供与イニシアチブ法（ARIA）の施行に関する連続公聴会」『外国の立法』No.281-1, 2019.10, pp.32-34. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11365252_po_02810113.pdf?contentNo=1> を参照。

³ “ARIA in Action, Part 3: Implementation and the Indo-Pacific Strategy,” Hearing of the Subcommittee on East Asia, the Pacific, and International Cybersecurity Policy, Senate Committee on Foreign Relations, 116th Congress, 1st Session, October 16, 2019. <<https://www.foreign.senate.gov/hearings/aria-in-action-part-3-implementation-and-the-indo-pacific-strategy>>

⁴ シュライバー氏は、2019年12月に、国防次官補の職を辞した。

海洋安全保障については、ARIA が規定するとおり、航行の自由の原則を確かなものとするのが、米国の政策であるとした。また、同盟国及びパートナー国との合同訓練・演習を強化しているとし、具体的な取組として、日本、米国、インド、フィリピンが南シナ海で初の合同訓練（2019年5月）を行ったことなどを紹介した。

日米豪印戦略対話については、ARIA の規定どおり、この地域の多くの二国間関係を強化し、米国のインド太平洋戦略に資するものであるとした。また、ポンペオ（Mike Pompeo）国務長官が初の高官級協議（2019年9月）を開催したことも紹介した。

日韓関係については、日米同盟と米韓同盟の双方が、インド太平洋の平和、繁栄、発展に貢献してきたとし、ARIA の規定どおり、国務省が日米韓安全保障協力の深化に取り組んでいることを紹介した。また、一連の問題をめぐる日韓対立については、北東アジアの安全保障環境を急激に不安定化させているとの懸念を示した。日韓の秘密軍事情報保護協定（General Security of Military Information Agreement: GSOMIA）を破棄する韓国政府の決定⁵については、国務省として、懸念を繰り返し表明してきたとした。加えて、米国の役割については、仲介役を担うことはないが、問題解決に向けて関与することは惜しまないとした。

サイバーセキュリティについては、米国がサイバー対策支援を強化していることや、日本や韓国などと連携して、重要インフラの強化に取り組んでいることを紹介した。

(2) 経済

経済の分野では、インフラ投資、エネルギー、デジタル経済、多国間の活動に関する取組を紹介した。

エネルギーについては、ARIA の規定どおり、この地域の電力普及に取り組んでいるとし、具体的な取組として、日米メコン電力パートナーシップなどに言及した。

デジタル経済については、開放性、相互運用性、安全性、信頼性を兼ね揃えたインターネット環境の普及に取り組んでいるとし、具体的な取組として、日米デジタル貿易協定（2019年10月署名）などに言及した。

(3) 価値

価値の分野では、香港問題、インド太平洋透明性イニシアチブ、人的資本（human capital）に関する取組を紹介した⁶。

香港問題については、表現及び平和的集会の自由が、米国も共有する重要な価値であり、香港でも断固として守られなくてはならないとした。その上で、中国政府に対しては、中英共同声明（1985年発効）の規定を守り、香港の高度な自治を尊重するよう要請しているとした。

人的資本については、ARIA の規定どおり、若手指導者の養成支援に取り組んでいるとし、具体的な取組として、東南アジア若手指導者イニシアチブ（Young Southeast Asian Leaders Initiative: YSEALI）などに言及した。また、米国で学ぶ中国人留学生については、歓迎するとの姿勢を明確にする一方、「留学生が、正当な学術活動の範囲を超えた行動を、中国共産党から強要されるようなことがあってはならない」とも述べた。

⁵ 韓国政府の破棄決定（2019年8月）により、日韓のGSOMIAは2019年11月に失効する見込みとなったが、失効直前に韓国政府が破棄する方針を停止したため、GSOMIAは更新・継続されることとなった。

⁶ その他、スティルウェル氏は、この地域の人権問題として、ミャンマーのロヒンギャ問題、中国のウイグル問題・チベット問題、カンボジアの問題に言及した。

3 ランドール・シュライバー氏（国防次官補）

シュライバー氏は、安全保障の分野に関する国防省の取組を紹介した。特に、インド太平洋ビジョンを実行するための重点取組として、即応性の強化、同盟及びパートナーシップの強化、地域安全保障ネットワークの強化を紹介した。また、中国の動きに対する見解も示した⁷。

(1) 即応性の強化

ミサイル防衛や水中戦などでの米国の優位を維持しつつ、宇宙とサイバーの領域での投資を増やしているとした。また、敵対勢力が軍事力に訴えることがないように、米国が十分な能力を備えることが重要であるとした。加えて、強力な抑止力は、米国の「強い立場からの外交」を支える上でも不可欠であると指摘した。

(2) 同盟及びパートナーシップの強化

既存の同盟及びパートナーシップへのコミットメントを強化しつつ、法の支配などについての考え方を共有する新たなパートナー国との関係も拡大させているとした。日本については、米国の国家防衛戦略（2018年1月に公表）と日本の防衛計画の大綱（2018年12月に閣議決定）を通して、関係強化を試みているとした。

(3) 地域安全保障ネットワークの強化

米国が抱える同盟及びパートナーシップを、「ネットワーク型の安全保障アーキテクチャ」⁸へと発展させる試みに着手しているとした。

(4) 中国に対する見解

米中の利益が一致する分野では、中国との協力を歓迎するが、両国の利益が一致しない分野では、競争を惜しまないとした。また、近年の中国の行動に対して、懸念を強めているとし、具体例として、香港、新疆ウイグル自治区、南シナ海などの問題に言及した。加えて、中国政府が権威主義的な統治モデルの世界への普及に着手していると指摘し、具体例として、顔認証ソフトウェアの輸出などに言及した。米中の軍事交流については、リスクの軽減と、国際規範の促進を目的とするものであるとした。

4 グロリア・スティーラー氏（USAID 次官補代行）

スティーラー氏は、インド太平洋戦略の中で、USAID が重要な役割を果たしていることや、USAID が日本、韓国、台湾などとの連携に力を入れていることを紹介した。その上で、ARIAに基づく USAID の重点取組として、民主的制度の強化、経済成長の強化、天然資源管理の改善を挙げた。

(1) 民主的制度の強化

近年のアジア各国で民主的制度が試練に直面し、「悪質な勢力（malign influences）」がこうした制度的弱みに付け込んだ例もあるとの認識を示した上で、米国政府の中で、USAID がこうした課題に主導的に取り組んでいるとした。具体的には、インド太平洋透明性イニシアチブの

⁷ その他、シュライバー氏は、ARIA の着実な施行を支持する国防省の立場は、国防長官の交代（マティス氏からエスパー氏）に関係なく、一貫しているとの見方も示した。

⁸ 伝統的に米国のアジア政策では、ハブ・アンド・スポーク型の安全保障協力が中心で、同盟国同士の関係強化は十分でなかった。しかし、負担軽減を求める米国の内情や、安全保障環境の複雑化などを背景に、近年では、ネットワーク型の安全保障協力も追求されるようになってきている。神保謙「アジア太平洋の地域安全保障アーキテクチャと日米同盟」『日米関係の今後の展開と日本の外交』日本国際問題研究所，2011.5，pp.177-187。<http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/h22_nichibei_kankei/18_Chapter2-4.pdf>; 金子将史「ネットワーク型同盟システム構築に向けたビジョンと行動を」『RIPS' Eye』平和・安全保障研究所，2012.3 <http://www.rips.or.jp/rips_eye/597/>などを参照。

取組として、選挙支援や反腐敗支援を紹介した。

(2) 経済成長の強化

インド太平洋地域でインフラ需要がこの先も拡大するとの見通しを示し、USAID が各国の経済成長支援に取り組んでいるとした。具体的には、持続可能かつ透明で質の高いインフラ計画を支援する取組などを紹介した。

(3) 天然資源管理の改善

インド太平洋地域の天然資源や生物多様性が、「無責任なインフラ開発」によって損なわれているとの認識を示し、責任ある天然資源管理に向けて、USAID が各国を支援しているとした。具体的には、日本も携わるパプアニューギニア電化パートナーシップや、メコン地域の生態系保全に向けた取組などを紹介した。